

## 処 分 基 準

平成 20 年 7 月 1 日作成

法 令 名 : 奈良県金属くず営業条例
根 抱 条 項 : 第 12 条
処 分 の 概 要 : 金属くずの差止
原権者（委任先） : 奈良県公安委員会
法 令 の 定 め : 奈良県金属くず営業条例第 12 条（差止）
<p>処 分 基 準 :</p> <p>金属くず商が買い受け若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた金属くずについて、盗品又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、当該金属くず商に対し、30日以内の期間を定めて当該金属くずの保管を命ずることができる。</p>
問い合わせ先 : 生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考 :

## 処 分 基 準

令和6年7月1日作成

法 令 名：奈良県金属くず営業条例
根 抱 条 項：第15条
処 分 の 概 要：営業許可の取消し
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>奈良県金属くず営業条例第15条（許可の取消し等）</p> <p>金属くず商が金属類に関し、刑法第2編第36章又は第39章に定める罪を犯して刑に処せられたとき。</p> <p>金属くず商が古物営業法第6条の規定に違反して刑に処せられたとき。</p> <p>金属くず商が第4条第5号から第7号までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>金属くず商若しくはその代理人又は使用人その他の従業員がこの条例に違反し又はこの条例に基づく命令に従わなかったとき。</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>1 金属くず商が金属類に関して窃盜、強盜又は盜品等に関する罪を犯して刑に処せられたとき。</p> <p>2 金属くず商が古物営業法第31条第1号の規定に違反（無許可営業）して刑に処せられたとき。</p> <p>3 金属くず商が、この条例の第4条第5号から第7号までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>4 金属くず商若しくはその代理人又は使用人その他の従業員がこの条例に違反し又はこの条例に基づく命令に従わなかった場合は、条例の直接監督する事項であるから、行政処分の対象となる。</p> <p>上記のいずれかに該当した場合は、取消し処分の対象となるが、処分の適正を期すために必ず公開による聴聞を行う。</p>
問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考：

## 処 分 基 準

令和6年7月1日作成

法 令 名：奈良県金属くず営業条例
根 抱 条 項：第15条
処 分 の 概 要：営業の停止命令
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>奈良県金属くず営業条例第15条（許可の取消し等）</p> <p>金属くず商が金属類に関し、刑法第2編第36章又は第39章に定める罪を犯して刑に処せられたとき。</p> <p>金属くず商が古物営業法第6条の規定に違反して刑に処せられたとき。</p> <p>金属くず商が第4条第5号から第7号までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>金属くず商若しくはその代理人又は使用人その他の従業員がこの条例に違反し又はこの条例に基づく命令に従わなかったとき。</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>1 金属くず商が金属類に関して窃盜、強盜又は盜品等に関する罪を犯して刑に処せられたとき。</p> <p>2 金属くず商が古物営業法第31条第1号の規定に違反（無許可営業）して刑に処せられたとき。</p> <p>3 金属くず商が、この条例の第4条第5号から第7号までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>4 金属くず商若しくはその代理人又は使用人その他の従業員がこの条例に違反し又はこの条例に基づく命令に違反した場合は、条例の直接監督する事項であるから、行政処分の対象となる。</p> <p>上記のいずれかに該当した場合は、営業停止（6か月以内とする）の処分の対象となるが、処分の適正を期するために必ず公開による聴聞を行う。</p>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考：